

大分県報

平成二十八年
第二七五〇号
二月二日

（火曜日）

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定……………	一
生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定……………	二
特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………	二
青少年に有害な興行の指定……………	二
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………	三
解除予定保安林……………	四
建築基準法による道路位置の指定……………	四
警察本部訓令……………	四
警視及び事務職員（課長級）の昇任選考考査に関する規程の一部改正……………	五
公共測量の実施……………	五

○告示

大分県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十八年二月二日

大分県知事 広瀬勝貞

平成二十八年二月二日

大分県報（告示）

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
久保おなか・おしりクリニク	久保宣博	別府市石垣東三丁目五 一五	平二七・一一・一
けいだクリニク	医療法人けいだクリニク	中津市中央町二丁目七 三八一	平二七・一二・一
児玉医院	医療法人祐愛会	豊後大野市大野町田中 二七〇一	平二七・一一・一
末綱クリニク	医療法人鶴玲会	国東市国東町田深字中 町六六五一四	平二七・一二・一
医療法人辰人会立川和人歯科医院	医療法人辰人会	津久見市宮本町六一 一	"
あき調剤薬局別府店	株式会社薬苑棗	別府市石垣東三丁目五 一一五	平二七・一一・一
みどり薬局	株式会社淡水	日田市隈二丁目一三 五	"
輔仁薬局弥生店	有限会社輔仁薬局	佐伯市弥生大字江良一 〇五八一	"
そうごう薬局白杵コスモス店	総合メディアカル株式会社	白杵市大字江無田一 〇九一	"
犬飼薬局	有限会社さとつう薬局	豊後大野市犬飼町犬飼 七四一	平二七・一二・一
あびす家薬局	有限会社モリモリ薬局	国東市国東町富来浦一 七八八一	平二七・一一・一
タカサキ薬局日出店	株式会社フクオカ・クリニカル・ファーマシー	速見郡日出町三九〇二 一七	平二七・一二・一

別府ケアナーシング	日本ケア・テック株式会社	別府市亀川四の湯二区一―五	平二七・一一・一
訪問看護ステーション佐伯の太陽	社会医療法人小寺会	佐伯市駅前二丁目一―一	平二七・九・一一
訪問看護ステーションさいき	株式会社ホームナース	佐伯市池船町三〇―一三	平二七・一一・一九
訪問看護ステーション夢ア	株式会社ヒューマントータルケア	宇佐市大字別府一六―五	平二七・一一・一

大分県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

平成二十八年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	飯田 義章	飯田鍼灸整骨療院	中津市大字上宮永一〇四―一	平二七・一〇・三〇
住吉 幸助	住吉鍼灸整骨院	中津市本耶馬溪町樋田五九―四	平二七・一〇・二八	平二七・一一・二五
糸長 佑哉	糸長整骨院	別府市石垣西七丁目四―一エスポワール石垣一F	平二七・一一・一六	平二七・一一・一六
上杉 羊一	藤河内訪問あんま・マッサージ	白杵市大字藤河内六二四	平二七・一一・一六	

大分県告示第五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成二十八年一月十五日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 日韓次世代交流映画祭
- 三 代表者の氏名
印 成 銀
- 四 主たる事務所の所在地
大分市東浜一丁目八番三号 韓国会館2階 大分県韓国文化・情報センター内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本映画や韓国映画の貴重な作品を上映する映画祭を開催することにより、日韓の文化交流を次世代の力で推進して、豊かな映像文化環境と国際交流の場を提供するとともに、作り手の支援や人材の育成をする。同時に、日常的な映像普及活動による映像文化の振興を通じてまちづくり、観光産業、地域経済、地域文化の発展に寄与することなどを目的とする。
- 六 定款変更の内容
名称の変更
目的の変更
事業の変更
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
総会に関する事項の変更
理事会に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第六十号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全

な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成二十八年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種 類	題 名	制 作 社 名 又は配給社名	指 定 理 由
平二八・ 一・二一	映 画	巨乳未亡人 お願ひ！許して・・・	オーピー映画	著しく青少年 の性的感情を刺 激し、その健全 な育成を害する おそれがある。
”	”	熟女レス 女と女が絡む時	新東宝映画	
”	”	いんらんな女神たち 目覚め	オーピー映画	
”	”	強制飼育 O.L肉奴隷	オーピー映画	
”	”	強制飼育 O.L肉奴隷	オーピー映画	

大分県告示第六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ湯布院店
由布市湯布院町川上二千九百二十四―一
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
共立地所株式会社
代表取締役 片 山 隆 之
福岡県福岡市中央区薬院四丁目一番十号

3 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 湯布院ショッピングバザール
変更後 マックスバリュ湯布院店
- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 株式会社ダイエー
代表取締役 村 井 正 平
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 佐々木 勉
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目十三番二十一号

4 変更の年月日

平成二十七年九月一日

二 届出年月日

平成二十八年一月十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間
平成二十八年二月二日から同年六月二日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年六月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

大分県報（告示）

平成二十八年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ湯布院店

2 届出者の氏名又は名称及び住所
由布市湯布院町川上二千九百二十四―一
共立地所株式会社

代表取締役 片 山 隆 之

福岡県福岡市中央区薬院四丁目一番号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 駐車場No.一 建物北側 四十五台
駐車場No.二 建物南側 五十九台
合計 百四台

変更後 駐車場No.一 建物北側 三十八台
駐車場No.二 建物南側 二十台
合計 五十八台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積
変更前 建物西側 五十七・八平方メートル
変更後 建物西側 二十八平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前 廃棄物等保管施設No.一 建物西側 六立方メートル
廃棄物等保管施設No.二 建物西側 六立方メートル
廃棄物等保管施設No.三 建物西側 六立方メートル
廃棄物等保管施設No.四 建物西側 二立方メートル
合計 二十立方メートル

変更後 廃棄物等保管施設No.一 建物西側 三・〇六立方メートル
廃棄物等保管施設No.二 建物西側 一・二七立方メートル
廃棄物等保管施設No.三 建物西側 三・三立方メートル
合計 七・六三立方メートル

4 変更する年月日

平成二十八年九月十四日

二 届出年月日

平成二十八年一月十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年二月二日から同年六月二日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年六月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六十三号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上二四四七番二・二四四八番二・二四四九番(以上三筆に

ついて次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次の

ように道路の位置を指定した。

平成二十八年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
中第二七 一 号	豊後高田市高田字古浜二 〇七五番二、二〇八九番 二、二〇九一番一三及び 二〇八九番二地先里道	平二八・一・一九	メートル 九・七〇〃 四・〇〇	メートル 五八・一〇

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第1号

警察本部
警察学校
警察署

警視及び事務職員（課長級）の昇任選考考査に関する規程の一部を改正する訓令（平成22年大分県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月2日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

附則第2項の表の警視昇任選考考査の部の平成27年度の項の次に次のように加える。

平成28年度	第一種	警部在級9年以上	警部在級9年以上で、かつ、年齢55歳以上
	第二種	警部在級8年以上で、かつ、年齢56歳以上	警部在級7年以上で、かつ、年齢58歳以上

附則第2項の表の警視昇任選考考査の部の平成28年度及び平成29年度の項中「平成28年度及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり大分市長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十八年二月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

二 作業の地域

大分市

三 作業の期間

平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月三十一日まで

平成二十八年二月二日

大分県報（告示・警察本部訓令・公告）